

大川運輸株式会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員が働きやすい環境を作ることで、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1.計画期間:平成30年8月1日～平成33年3月31日

2.内容

目標 1 : 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成 30年 8月～ 法に基づく諸制度について、社員へ周知する。
- 平成 30年 8月～ 制度内容を社内に掲示する。